

子ども手当の創設と所得税（国税）の控除見直しによる影響

- 中学卒業までの子どものいるすべての世帯で、手取り収入が増える（約 1100 万世帯）。
- 単身世帯、子どものいない共働き世帯に影響は無い。
- 子どものいない 65 歳未満の専業主婦世帯の内、納税世帯では税額が若干増える（対象は推定で全世帯の 4%未満）。増加額は、平均的な収入（年収 437 万円）の世帯で年間 1 万 9000 円（月額 1400 円程度）。

<子ども手当創設／所得税制改革による手取り収入の変化>単位：万円

給与収入	300	500	600
子ども無し	▲1.9	▲3.8	▲3.8
子 1 人（2 歳児）	+15.4	+13.4	+11.6
子 2 人（小学生と中学生）	+51.1	+48.7	+45.4

- 年金受給世帯の税負担額は現在より軽減される。配偶者控除は廃止するが、公的年金等控除の拡大、老年者控除の復活により、手取り収入額は増加する。
- 住民税（地方税）の配偶者控除、扶養控除は見直しの対象とせず、現状のままとする。